運行管理者の立会なしでも点呼が可能

業務後自動点呼は、点呼における確認、指示、判断、記録の一部または全てを、国が定める機器認定要件を備える自動点呼機器に 代替させて行う点呼です。実施可能な場所は、営業所または営業所車庫です。

自動点呼では、個人を識別できる生体認証機能により、従来の対面点呼と同等の確実性が担保されるよう、①業務後自動点呼に使 用する機器・システムが満たすべき要件、②業務後自動点呼を実施するために必要な施設・環境要件、③運用上の遵守事項――の3 つの要件が設定されています。

なお、この業務後自動点呼は条件付きで認められるもので、事故やアルコールが検出された場合などの非常時は運行管理者等の 対応が必要となり、従来の対面点呼と同様に、事業者、運行管理者等が運用の責任を負うものです。

業務後自動点呼.



CHECK

実施10日前までに届出が必要

「業務後自動点呼」を実施しようとする営業 所を管轄する運輸支局等に、実施予定日の 10日前までに届け出が必要です。

「Gマーク営業所」などは「IT点呼」が可能

「Gマーク営業所」に対するインセンティブとして、「IT点呼」が認められています。IT点呼が認められる範囲は、Gマークを取得 している①営業所とその車庫間(24時間実施可能)、②営業所の車庫と当該営業所の他の車庫間(24時間実施可能)、③営業所 と他の営業所間(連続16時間まで)、④営業所と他の営業所の車庫間(連続16時間まで)――の4パターンです。

なお、Gマークを取得していない営業所でも営業所と車庫間においては、⑦営業所開設後3年を経過していること、⑦過去3年 間、第1当事者となる自動車事故報告規則に規定する事故を発生させていないこと、②過去3年間、点呼の違反に係る行政処分等 を受けていないこと、電適正化実施機関の直近の巡回指導評価がD、E以外であり、点呼に関する指摘がない、または点呼に係る 改善報告書が3ヵ月以内に提出され改善が図られていること --- の4要件をクリアすることでIT 点呼が認められています。



受委託点呼について

このほかの点呼形態に、「受委託点呼」があります。これは、他社の運行管理者・運行管理 補助者に点呼を実施してもらうもので、点呼の受託者は、安全性優良事業所(Gマーク)で あること、委託者は、安全性優良事業所または重大事故および行政処分(点呼実施違反) が3年間ない事業所であることが必要です。また、受委託点呼は必ず対面に限られます。

CHEC

IT点呼実施の場合の留意点

IT点呼を実施する場合は、実施予 定の10日前までに、運輸支局長等 に報告書の提出が必要です。また、 堂業所間でIT占呼を実施した場合 は、点呼内容を記録した点呼簿を、 双方の営業所で記録・保存します。

〒160-0004 東京都新宿区四谷3-2-5 全日本トラック総合会館 TEL:03-3354-1009(代表) https://jta.or.jp

治治域行の異

「業務後自動点呼」

など点呼の違いを解説します

トラック運送事業者は、輸送の安全確保のため営業拠点ごとに運行管理者を配置し、原則「対 面」により運転者に対する業務前後の点呼を行うことが法令により義務付けられています。

その一方で、労働環境の改善、人手不足の解消等に向けた手段としてICT(情報通信技術)の 活用が求められており、国土交通省では、本人確認や対面点呼と同等の確実性を担保する高度な 点呼機器・システム、監視カメラ等を用いることを前提に、営業拠点間の点呼をリモートで実施 可能とする「遠隔点呼」と、自動点呼機器に業務後点呼の一部または全部を代替させる「業務後 自動点呼」について、令和5年3月31日に関係省令を改正するとともに、その運用に関する告示 を定め、令和5年4月1日から開始しました。

このリーフレットでは、こうした点呼手法についての制度の違いなどを説明します。





運行管理者が必ず対面で行います

運転者が日々の業務を行うため事業用自動車に乗務しようとする時、また乗務を終了した時、運行管理者または補助者(以下「運 行管理者等」という)はその都度必ず「対面」により「点呼」を行わなければなりません。そして、点呼内容は法令で定められており、 運行管理者等はこれを正しく行い、点呼後はその状況を点呼記録簿に記載し、1年間保存しておく義務があります。

「点呼」は、輸送の安全を担う運行管理の要であって、その確実性が損なわれるものであってはなりません。このため、基本は運行 管理者等と運転者が対面で行うことが求められています。運行上やむを得ず対面で実施ができない場合は、電話その他の方法によ り点呼を行うことが認められていますが、それは、遠隔地での乗務開始または終了する場合のみであり、乗務の前後では必ず対面 での実施が求められています。

対面 点呼

「乗務前の対面点呼」は、運転者が乗務前の日常点検を実施した後の出発前に行います。



乗務前点呼の実施及び記録項目

- ✓ 点呼執行者名
- ✔ 運転者名
- ✓ 自動車登録番号または識別できる記号、番号等
- ✔ 点呼日時
- ✓ 点呼方法 (アルコール検知器の使用の有無、 対面でない場合は具体的方法)
- ✓ 酒気帯びの有無
- ✓ 運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況
- ✓ 日常点検の状況
- ✔ 指示事項
- ✓ その他必要な事項

乗務後点呼の実施及び記録項目

- ✓ 点呼執行者名
- ✔ 運転者名
- ✓ 自動車登録番号または識別できる記号、番号等 ✔ 点呼日時
- ✓ 点呼方法(アルコール検知器の使用の有無、
- 対面でない場合は具体的方法)
- ✓ 自動車、道路および運行の状況 ✓ 交替運転者に対する通告
- ✓ 酒気帯びの有無
- ✓ その他必要な事項

「中間点呼」

乗務前後の点呼がいずれも対面で行えない乗務の場合は、乗務途中で電話などの 方法で「中間点呼」を実施しなければなりません。

・運行指示書の写しを営業所に備え置く



中間点呼の実施及び記録項目

- ✔ 点呼執行者名 ✔ 運転者名
- ✓ 自動車登録番号または識別できる記号、番号等
- ✔ 点呼日時
- ✓ 点呼方法(アルコール検知器の使用の有無、 具体的方法)
- ✓ 酒気帯びの有無
- ✓ 運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況
- ✓ 指示事項
- ✓ その他必要な事項



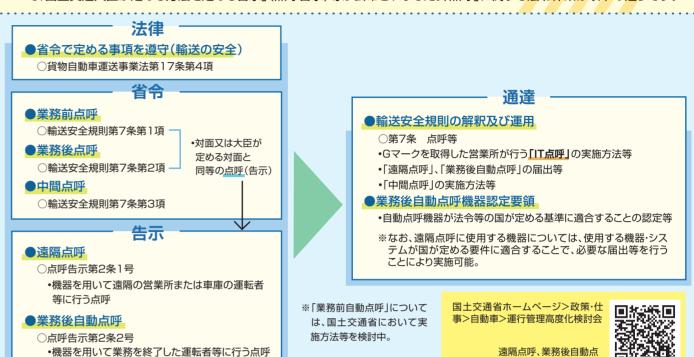
で行えない乗務の場合のみ実施すればよい。

休息期間 休息期間 1日目の乗務 2日目の乗務 3日目の乗務 目的地 目的地 営業所 乗務前 乗務前 乗務後 点 呼 点 呼 点 呼 点 呼 点 呼 点 呼 (雷話等) (雷話等) (対面) (対面) ·運行指示書の作成 ※中間点呼は、乗務前後の点呼がいずれも対面 ・運転者に対する指示及び運行指示書の携行

国が定める要件を備えた機器・システムなどの導入により

一般での点呼が寒

令和5年3月31日、「道路運送法施行規則等の一部を改正する省令」および「対面による点呼と同等の効果を有するものとし て、国土交通大臣が定める方法を定める告示」(点呼告示)等が公布されました。「点呼」に関する法令体系は以下の通りです。



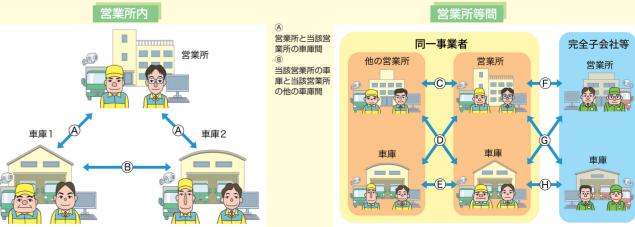
完全子会社同士や「Gマーク」無しでも遠隔点呼が可能に

「遠隔点呼」は、個人を識別できる生体認証機能による本人確認や情報共有の確実性を担保する高度な点呼機器・システムを用 い、当該事業者の営業所間や車庫間、完全子会社等※の営業所間などで行う点呼のことで、対面での点呼と同等の扱いとなりま す。遠隔点呼は、IT点呼とは異なり、要件さえ整えばGマーク認定を受けていない事業所(営業所)でも実施可能であることが大 ※100% 株式保有による支配関係にある親会社と子会社または 100% 子会社同士 きなポイントです。

遠隔点呼を実施するためには、1.使用する機器・システムが備える要件、2.機器を設置する施設・環境要件、3.運用上の遵守事 項――を満たすことが必要です。

1,については、運行管理者等が対面点呼と同等の確実性を担保することが必要で、運行管理者等がカメラやモニターを通じて 運転者の顔の表情・全身、酒気帯びの有無、疾病、疲労、睡眠不足等の状況を随時明瞭に確認できること、生体認証機能を利用し て運行管理者等や運転者などの個人が確実に識別できることなどが必要です。2,については、点呼を実施する場所で監視カメラ やモニターで運転者の顔色や全身の状態をしっかり確認できる照度を確保することなどが求められています。そして、3.につい ては、運行管理者等は自分が所属する営業所だけではなく、遠隔点呼を行う先の営業所の運転者の情報などを事前に把握してお くことなどが求められています。

なお、遠隔点呼によって乗務の不可が判断された時や、機器の故障などで遠隔点呼が実施できない場合の措置などもあらかじ め決めておく必要があります。



※「遠隔点呼」を実施しようとする営業所を管轄する運輸支局等に、実施予定日の10日前までに届け出が必要です。

「遠隔点呼

呼の実施に関する情報▶

営業所と他の営 業所問

営業所と他の営 業所の車庫間

営業所の車庫と 他の営業所の車

営業所と完全子 会社等の営業所

営業所と完全子 会社等の営業所 の車庫間

・ 営業所の車庫と 完全子会社等の 営業所の車庫問